

廿日市市・モン・サン=ミッシェル市観光友好都市提携ロゴマークの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、別表1に定める廿日市市・モン・サン=ミッシェル市観光友好都市提携ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な手続を定めるものとする。なお、周年記念デザインを使用する場合もこの要綱を準用する。

(ロゴマークに関する権利)

第2条 ロゴマークに関する一切の権利は、廿日市市に属する。

(使用承認申請)

第3条 ロゴマークを使用しようとする者は、本要綱及び別紙使用マニュアルを遵守することを前提に、あらかじめ廿日市市長（以下「市長」という。）に廿日市市・モン・サン=ミッシェル市観光友好都市提携ロゴマーク使用承認申請書（様式第1号。以下「使用承認申請書」という。）に次の書類を添えて、市長に申請し、承認を受けなければならない。

- (1) 会社概要等申請者の事業内容がわかる資料（法人登記の写し、企業パンフレット、個人の場合はプロフィール等）
- (2) ロゴマークの使用状況がわかる完成見本等。見本を添付できない場合は、ロゴマークの使用が確認できる写真等
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 次のいずれかに該当するときは、使用承認申請を省略することができる。ただし、原則として事前又は事後1週間以内に使用見本を市長に提出するものとする。なお、見本を添付できない場合は、ロゴマークの使用が確認できる写真等を添付するものとする。

- (1) 廿日市市およびモン・サン=ミッシェル市が広報活動を目的として使用するとき
- (2) 廿日市市およびモン・サン=ミッシェル市が主催、共催、後援、協賛、協力等で実施するイベント等で使用するとき
- (3) 報道機関が廿日市市およびモン・サン=ミッシェル市の観光友好都市提携に関する報道又は広報の目的で使用するとき
- (4) その他市長が特に認めるとき

(使用の承認)

第4条 市長は、承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて関係者と調整し、使用承認を行ったときは廿日市市・モン・サン=ミッシェル市観光友好都市提携ロゴマーク使用承認書（様式第2号。以下「使用承認書」という。）を、また使用を承認しない場合には、廿日市市・モン・サン=ミッシェル市観光友好都市提携ロゴマーク使用不承認書（様式第3号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により承認する場合において、使用に係る承認条件（以下「承認条件」という。）を付することができる。

(使用承認の制限)

第5条 市長は、次のいずれかに該当するときは、ロゴマークの使用を承認しないものとする。

- (1) 指示された色、形状、承認条件等に沿って使用しないとき又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 法令または公序良俗に反すると認めるとき。
- (3) 廿日市市およびモン・サン=ミッシェル市の信用又は品位を損なうおそれがあると認めるとき。
- (4) 特定の政治、思想、宗教的活動に使用又はそのおそれがあると認めるとき。
- (5) その他市長がロゴマークの使用について適当でないとき。

(使用責任)

第6条 市長から使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、ロゴマークの使用物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、廿日市市およびモン・サン=ミッシェル市に迷惑を及ぼさないよう処理しなければならない。

- 2 使用者は、ロゴマークの使用に際して、故意又は過失により廿日市市およびモン・サン=ミッシェル市に損害を与えた場合、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(第三者に対する権利侵害)

第7条 市長は、使用者がロゴマークの使用により第三者の権利を侵害するに至ったときにおいても、その侵害についての一切の責を負わないものとする。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りではない。

(使用承認の変更)

第8条 使用者は、使用承認事項に変更が生じるときは、あらかじめ廿日市市・モン・サン=ミッシェル市観光友好都市提携ロゴマーク使用変更承認申請書（様式第4号）（以下「使用変更承認申請書」という。）に使用承認書及び変更後の見本を添えて市長に提出し、改めて変更後の使用承認を受けなければならない。ただし、変更後の見本を添付できない場合は、変更の状況が確認できる写真等を添付するものとする。

- 2 市長は、前項による使用変更承認申請書を受理した場合には、その内容を審査し、必要に応じて関係者と調整し、使用変更承認を行ったときは廿日市市・モン・サン=ミッシェル市観光友好都市提携ロゴマーク使用変更承認書（様式第5号）（以下「使用変更承認書」という。）を、また使用を承認しない場合には、廿日市市・モン・サン=ミッシェル市観光友好都市提携ロゴマーク使用変更不承認書（様式第6号）により通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により変更を承認する場合において、変更に係る承認条件を付することができる。

(使用承認の辞退届出)

第9条 使用者は、ロゴマークを使用する必要がなくなったときは、使用承認書（変更があったときは使用変更承認書）を添えて、書面により市長に申し出なければならない。

(使用承認の期間)

第10条 ロゴマークの使用承認の期間は、第4条の規定により使用承認書に記載された期間とする。

2 使用承認の期間は、使用承認の日から起算して最長1年間とする。

3 使用期間満了1か月前までに特段の意思表示がない場合は、使用承認を使用期間の満了の日の翌日から起算して1年間更新するものとし、以後この例による。

(使用承認の取消)

第11条 市長は、第4条の承認を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該承認を取り消すことができる。

(1) 使用者がこの要綱又は承認条件に違反したとき。

(2) 申請内容と異なるとき。

(3) 第5条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(4) その他ロゴマークの使用継続が不相当であると認められたとき。

2 市長は、前項の規定により使用の承認を取り消したときは、廿日市市・モン・サン=ミッシェル市観光友好都市提携ロゴマーク使用承認取消通知書(様式第7号)により通知するものとする。この場合において、使用者に対し、使用物件の回収・撤去等の措置を請求することができる。使用者は、使用承認が取り消された場合、使用取消の日から使用することはできないものとする。

3 市長は、使用者が第1項の規定により使用の承認を取り消され、これによって使用者が損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(使用実態の調査)

第12条 市長は、ロゴマークの使用状況について調査をすることができる。使用者は市長から要請を受けた場合は、ロゴマークの使用実態を報告するとともに使用物等を提供しなければならない。

(使用料)

第13条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(目的外使用及び権利譲渡の禁止)

第14条 使用者は、第4条の承認を受けた事項以外の目的にロゴマークを使用し、またはその権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

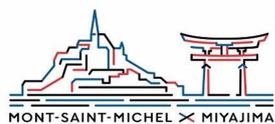
附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。

別表 1

甘日市市・モン・サン=ミッシェル市観光友好都市提携ロゴマーク(基本形)

(カラー)



(モノクロ)



様式第1号

廿日市市・モン・サン=ミッシェル市観光友好都市提携ロゴマーク使用承認申請書

令和 年 月 日

廿日市市長様

住所

法人・団体名

代表者 役職・氏名

「廿日市市・モン・サン=ミッシェル市観光友好都市提携ロゴマークの使用に関する要綱」を了承の上、下記のとおり廿日市市・モン・サン=ミッシェル市観光友好都市提携ロゴマークを使用したいので申請します。

記

使用目的	
使用申請の対象物の名称(商品名等)	
使用申請の対象物の種類	<input type="checkbox"/> 印刷物(チラシ・パンフレット・名刺・その他 ()) <input type="checkbox"/> WEB上での利用 <input type="checkbox"/> 販促用の景品・ツール <input type="checkbox"/> 商品への利用 <input type="checkbox"/> その他 ()
使用するデザイン	[デザイン] 基本形 ・ 周年記念デザイン [色] カラー ・ モノクロ
具体的な内容 ※配布(販売)数量、サイズ、配布(販売)場所等詳しく記載	
使用期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日
連絡先	担当者(所属部署・役職・氏名): 電話番号: e-mail アドレス:

添付書類

- 1 会社概要等申請者の事業内容がわかる資料(法人登記の写し、企業パンフレット、個人の場合はプロフィール等)
- 2 ロゴマークの使用状況がわかる完成見本等。見本を添付できない場合は、ロゴマークの使用が確認できる写真等
- 3 その他市長が必要と認める書類

様式第2号

廿日市市・モン・サン=ミッシェル市観光友好都市提携ロゴマーク使用承認書

令和 年 月 日

様

廿日市市長

令和 年 月 日付けで申請のあった廿日市市・モン・サン=ミッシェル市観光友好都市提携ロゴマーク使用申請については、次のとおり承認します。

使用申請の対象物の 名称(商品名等)	
使用申請の対象物の 種類	<input type="checkbox"/> 印刷物(チラシ・パンフレット・名刺・その他 ()) <input type="checkbox"/> WEB上での利用 <input type="checkbox"/> 販促用の景品・ツール <input type="checkbox"/> 商品への利用 <input type="checkbox"/> その他 ()
使用するデザイン	[デザイン] 基本形 ・ 周年記念デザイン [色] カラー ・ モノクロ
具体的な内容 ※配布(販売)数量、サイ ズ、配布(販売)場所等詳し く記載	
使用期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日

なお、承認にあたっては下記の条件を付します。

- 1 申請内容に変更等があった場合は速やかに変更申請を行うこと
- 2 不正な使用が行われた場合は、申請者は直ちに使用を中止するとともに、使用対象の回収・撤去等を行うこと

様式第3号

廿日市市・モン・サン=ミッシェル市観光友好都市提携ロゴマーク使用不承認書

令和 年 月 日

様

廿日市市長

令和 年 月 日付けで申請のあった廿日市市・モン・サン=ミッシェル市観光友好都市提携ロゴマーク使用申請について、ロゴマークを使用することを不承認といたします。

[不承認の理由]

- 指示された色、形状、承認条件等に沿って使用しない又はそのおそれがあると認められる。
- 法令または公序良俗に反すると認められる。
- 廿日市市およびモン・サン=ミッシェル市の信用又は品位を損なうおそれがあると認められる。
- 特定の政治、思想、宗教的活動に使用又はそのおそれがあると認められる。
- その他市長がロゴマークの使用について適当でないとする。

様式第4号

廿日市市・モン・サン＝ミッシェル市観光友好都市提携ロゴマーク使用変更承認申請書

令和 年 月 日

廿日市市長様

住所
法人・団体名
代表者 役職・氏名

令和 年 月 日付けで承認を受けた廿日市市・モン・サン＝ミッシェル市観光友好都市提携
ロゴマークの使用について、下記のとおり内容を変更したいので申請します。

記

項目	承認を受けている申請内容 (変更がある部分のみ)	変更をする内容 (変更がある部分のみ)
使用目的		
使用対象物の名称		
具 体 的 な 内 容	大きさ・デザイン・形など の変更	
	数量・販売先・その他の変 更	
使用期間		

連絡先	担当者（所属部署・役職・氏名）： 電話番号： e-mail アドレス：
-----	---

添付書類

- 1 変更する内容がわかる見本
- 2 使用承認書の写し

様式第5号

廿日市市・モン・サン=ミッシェル市観光友好都市提携ロゴマーク使用変更承認書

令和 年 月 日

様

廿日市市長

令和 年 月 日付けで申請のあった廿日市市・モン・サン=ミッシェル市観光友好都市提携ロゴマークの使用変更申請について、変更内容を承認します。

使用にあたっては、下記の条件を付します。

記

- 1 申請内容に変更等があった場合は速やかに変更申請を行うこと
- 2 不正な使用が行われた場合は、申請者は直ちに使用を中止するとともに、使用対象の回収・撤去等を行うこと

様式第6号

廿日市市・モン・サン=ミッシェル市観光友好都市提携ロゴマーク使用変更不承認書

令和 年 月 日

様

廿日市市長

令和 年 月 日付けで申請のあった廿日市市・モン・サン=ミッシェル市観光友好都市提携ロゴマーク使用変更申請について、使用変更することを不承認といたします。

[不承認の理由]

様式第7号

廿日市市・モン・サン=ミッシェル市観光友好都市提携ロゴマーク使用承認取消通知書

令和 年 月 日

様

廿日市市長

令和 年 月 日付けで申請承認（使用変更承認）を通知した廿日市市・モン・サン=ミッシェル市観光友好都市提携ロゴマークの使用について、次の理由により承認を取り消します。

ロゴマークの使用を直ちに取りやめ、ロゴマークを使用した物件の回収を速やかに行ってください。

なお、市長は、ロゴマークの使用取り消しにより生じた損害について、一切の責任を負いません。

[承認の取消し理由]

- 使用者がこの要綱又は承認条件に違反した。
- 申請内容と異なる。
- 第5条各号のいずれかに該当するに至った。
該当項目（ ）
- その他ロゴマークの使用継続が不適當であると認められた。